

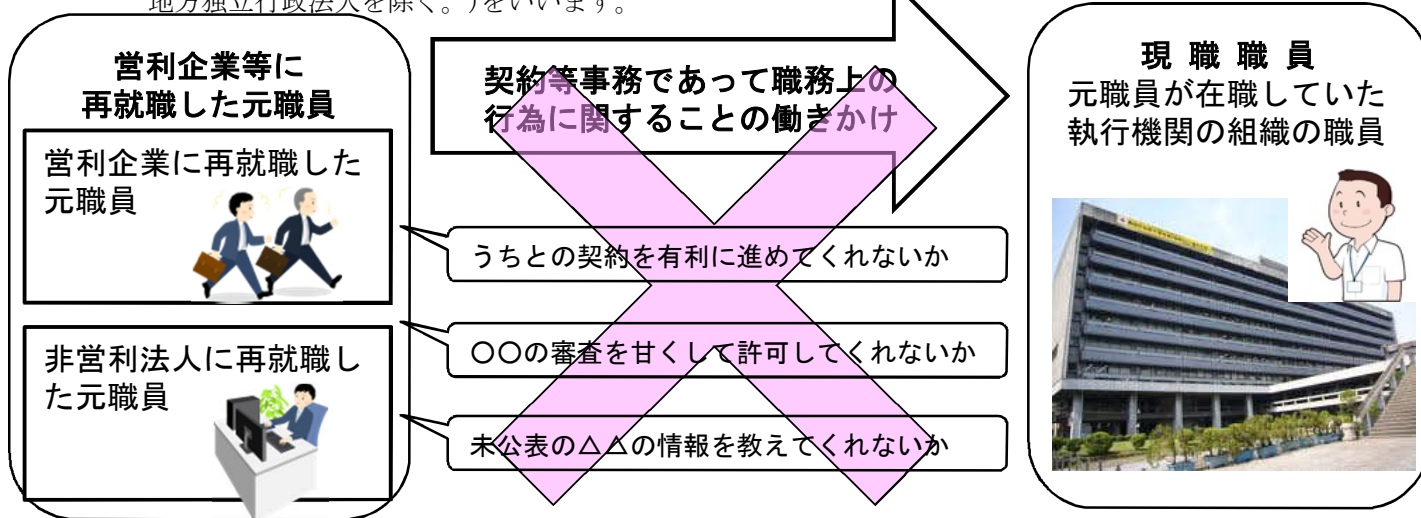
《退職者に係る規制》

退職後、営利企業等に再就職した方には、平成28年4月から、新たな規制が設けられました。

① 元職員による働きかけの禁止

営利企業等に再就職した元職員は、現職職員に対して、契約等事務に関し、職務上の行為をする(しない)ように、働きかけをしてはいけません。

※「営利企業等」とは、営利企業及び非営利法人(国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。)をいいます。



規制対象	禁止される働きかけの内容	規制期間
全ての再就職者	退職前5年間の職務に関するもの	退職後2年間
	在職中に自らが決定した契約・処分に関するもの	期間の定めなし
退職前5年より前に所属長以上の職に就いていた再就職者	当該職に就いていたときの職務に関するもの	退職後2年間

⚠ 違反者は「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」に処される場合があります。

② 再就職情報の届出

退職後2年以内に営利企業等に再就職した教育庁・教育機関に勤務していた全ての職員は、再就職先等の情報を教育委員会に届け出なければなりません。退職後2年以内に再度の再就職した場合も同様です。

⚠ 教育庁・教育機関(県立学校を除く)の行政職課長級以上、研究職の職務の級が4級以上の者、県立学校の校長、統括事務長、海事職の職務の級が5級以上の者で、届出義務違反者又は虚偽報告者は「10万円以下の過料」に処される場合があります。

③ 再就職状況の公表

教育庁・教育機関(県立学校を除く)の行政職課長級以上、研究職の職務の級が4級以上の者、県立学校の校長、統括事務長、海事職の職務の級が5級以上の者の再就職状況は、公表することとなっています。

《現職職員に係る規制》

公務の公平性に対する県民の信頼を確保するため、平成28年4月から職員の再就職に関し、新たな規制等が設けられました。

① 再就職あっせんの規制（全職員）

現職の職員は、営利企業等に対し他の職員や元職員（OB）を再就職させる目的で依頼・要求、情報提供等を行ってははいけません。

※「営利企業等」とは、営利企業及び非営利法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいいます。



現職職員

今年〇〇校長が退職するので、そちらで雇ってもらえませんか。
【再就職の依頼】

3年前に退職した〇〇課長が再就職先を探しているようですよ。
【再就職させる目的での情報提供】

貴社の専務さんが辞めるそうだけど、どれくらい報酬もらっているの。
【再就職させる目的で情報提供依頼】



営利企業等職員

② 現職職員（本人）の利害関係企業等への求職活動の規制

現職の職員※は、在職中に職務に利害関係を有する営利企業等に対し、自己の再就職を目的とした求職活動を行ってははいけません。また、利害関係企業等から打診され、再就職することを約束することも禁止されます。

※対象は、教育庁・教育機関（県立学校を除く）の行政職課長級以上、研究職の職務の級が4級以上の者、県立学校の校長、統括事務長、海事職の職務の級が5級以上の者



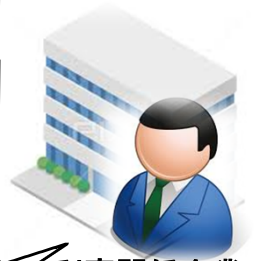
現職職員

補助金の交付に苦労したんだから、県を退職したら雇って下さいね。
【再就職の依頼】

私の職歴をまとめたので、見てもらえませんか。
【再就職する目的で情報提供】

今年度末で退職するから、どこか良いポストを紹介してくれませんか。
【再就職する目的で情報提供依頼】

県を退職後は、役員待遇で迎えますので、うちの会社で働きませんか。
【再就職することを約束】



利害関係企業等の職員

⚠ 不正な行為の見返りとして上記①～②を行った場合は「3年以下の懲役」に処される場合があります。

③ 元職員から働きかけがあった場合の対応

現職の職員は、職務に関連する契約等事務に関し、再就職者から職務上の行為をする（しない）ように依頼又は要求（＝働きかけ）があっても、これに応じるはいけません。

また、働きかけがあった場合は、人事委員会に届け出なければなりません。

⚠ 働きかけに応じて不正な行為した者は「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」に処される場合があります。

⚠ 上記①～③に違反又は義務を怠った者は「懲戒処分」に処される場合があります。